

「事前指示」をよく知り、ご自身に合う形でご活用下さい

事前指示（※）は、意思表示や判断が困難となる将来の不測の事態（植物状態や意識不明など）に備え、予め医療やケアについての意思や希望を文書に残しておく方法です。指示内容を記載する文書が事前指示書です。 （※）アドバンスト・ディレクティブの訳語

判断力を失った方の医療はご家族等が代理して判断する慣習となっています。仮に、あなたがなるべく自分で決めておきたいの思いを持っていても、従来は家族に言い伝える方法しかありませんでした。事前指示は、自分自身の思いをしっかりと記録に残す新しい仕組みです。代理するご家族の負担軽減にも役立つでしょう。

事前指示は遺言にも似ていますが、遺言では死亡後のことしか決められません。事前指示は、それよりも前段階のことを予め決めておく仕組みだと考えてもよいでしょう（*）。遺言と同じく、判断力を失ってから作成したのでは意味がありませんので、元気なうちに決めておくことが大切です。 （*）生前遺書と呼ばれることもあります

これを機に、ご自身の将来の医療・ケアについてご家族等と相談し、その内容を書き残しては如何でしょうか？

事前指示について知って頂きたいこと

・事前指示には、主に2つの機能（①②）があります。

①代理人指示：自分の医療やケアについて判断を代行してほしい人を定める機能です。これは、重い病気のある方に限らず、広く重要な機能です。

②リビングウィル（内容的指示）：個別的な医療やケアの内容について、自分自身の意思（受けたい、受けたくない、など）を予め表明する機能です。延命治療、胃ろう、気管切開、人工呼吸器の使用、鎮静剤の使用、など、終末期医療に関する事柄を表明しておくことが一般的です。

※当法人は②についての特別な書式を提供していません。

[①に関する注意点]

・代理人には、成人の方で、なるべく信頼関係の厚い方をお書き下さい。信頼関係が十分でない場合や、代理人の方の体調等によっては、いざという時に代行判断が適切に機能しない可能性も否定できません。

・本書面で指定されていないご親族が代理人としての役割を申し出た場合、その時のご本人や指定された代理人のご意向により、事前に指定された方と指定されていない方が共同して代行判断することがあるかもしれません。

[②に関する注意点]

・事前指示書を利用して、将来ご自身が受けたい医療等を細部まで決めることは難しいかもしれません。指示書を見た医師が、あなたが受けたいと記した医療があなたの利益にならないと判断する可能性もあるでしょう。反対に、受けたくない医療等を決めておくことは事前指示書が得意とする部分です。

・自然な終末期を望む方にとって、特に事前指示が重要です。命に関わる事態に直面した時、医療従事者は命を守る方向で尽力する職責があるからです。

[その他の注意点]

・一度事前指示を作成した場合にも、判断力が保たれているうちは、変更や内容の追加が可能です。1～数年毎に内容を見直してもよいでしょう。

・事前指示を策定した場合、ご本人が原本を保管するのが一般的です。万が一の時にそれを病院に提出してくれるだろう人がいない場合、かかりつけ医やケアマネージャーに写しを渡し、保管を依頼してもよいでしょう。保険証と一緒に保管しておく方法もあるでしょう。

・私たちは、みな様のよりよい事前指示策定をお手伝いすることを目指しています。作成を希望する際は、当院スタッフまでお声掛け下さい。

平成28年3月1日 中通リハビリテーション病院 精神科

QアンドA (理解を深めて頂くための10項目)

Q 1 事前指示書とエンディングノートは同じものですか？

A 1 似た部分もありますが、同じものだとは言えません。エンディングノートの方が広く雑多な内容を含みます。また、事前指示の機能をよく理解した人が作成した書式でないと、きちんと機能しません。例えば、曖昧な内容や、通常の医療として考えられないような内容が書かれてあった場合、せっかく準備をしても意味をなしません。

Q 2 事前指示は必ず作らなければならないのですか？

A 2 いいえ、そうではありません。作るのも作らないのも、ご本人次第です。

Q 3 事前指示を特に作った方がよいのはどのような場合ですか？

A 3 健康上の問題と、家族的な要因の2つが想定されます。
①健康問題：がんや認知症性疾患など、将来に向けて病状が進行していくような病気が見つかった場合、特に必要性が高いと言えます。
②家族背景：一人暮らしの方、利益相反関係（訴訟中、離婚協議中など）を持つ近親者のある方、同居家族が未成年者や被後見人だけに限られる方などの場合、代理人を定めておくことは特に大切です。

Q 4 リビングウィルはどのように作ったらよいでしょうか？

A 4 自分で希望する（しない）医療・ケアの内容を書面にし、それを当院の書式と合わせて保管する方法が考えられます。また、研究機関（国立長寿医療センター、など）、地方自治体や（愛知県半田市）、NPOなどの団体が、ホームページで書式を公開しており、このような書式を利用してもよいでしょう。

Q 5 目が見えない人や認知症の人でも作れますか？

A 5 作れます。ただし、誰かに説明書の内容を読み上げてもらう、代筆してもらう、などの支援が必要になると思われます。代筆は、ご家族等に依頼するのが適当であり、病院スタッフに依頼することは避けて下さい。
認知症の方の場合、残っている能力で理解・判断できる内容を書き残すのであれば、有効だと思われます。内容を理解できない認知症の方が書類に署名したとしても、それが有効な事前指示だとは考えられません。一般に代理人指示よりもリビングウィルの方が高度の能力を要します。

Q 6 事前指示書の内容は修正・撤回できますか？

A 6 もちろんできます。 1～数年毎に内容を見直した方がよいかもしれません。また、病状が大きく変わった時は、見直しをするのに相応しい時です。なお、控えや写しを家族や医療機関等に渡している場合には、修正・撤回した時に、適宜文書で修正・撤回の事実を伝えるべきです。

Q 7 事前指示書と家族の意見が正反対の場合、どうなりますか？

A 7 原則的に、本人の意思が尊重されます。ただし、予想外の事態が発生し、事前指示書の内容が、それを策定した本人の考えにそぐわなくなる可能性もあるでしょう。最終的には、指定された代理人と本人に深くかかわる家族と医療者が本人の推定的意思に沿って協議し、医療やケアを進めることになると思われます。

Q 8 代理人に指定された人は、いざという時、必ず代理人としての役割を果たさなければならないのですか？

A 8 必ず果たすべき義務とまでは言えません。日本では、事前指示書の法的な位置付けが未定で、代理人の義務や役割も曖昧となっています。従いまして、思いを託す側と託される側の信頼関係が重要となります。もしも健康上の問題などで、代理人の役割を果たすことが困難となった場合には、早めにその旨を本人に伝えた方がよいでしょう。

Q 9 事前指示書を作るのに費用はかかりますか？

A 9 書式は無料をご利用頂けます。この書式を活用し、ご自身とご家族とで作成頂く範囲では、費用は一切かかりません。

Q10 書式を他院に持って行き、利用してもいいですか？

A10 ご自身の事前指示を策定するための使用であれば、特に制限されません。本来の目的から外れる利用（著作物の2次利用）の場合には、当院の許可が必要となります。

平成28年3月1日
中通リハビリテーション病院 精神科